

淡路広域水道企業団入札傍聴要領

平成 30 年 3 月 19 日

要 領 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、競争入札の透明性を高め、公正な入札執行を図るため、淡路広域水道企業団が発注する建設工事等の競争入札の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第 2 条 傍聴人の定員は、5 人とする。

(傍聴の手続き)

第 3 条 傍聴の申し込みの受付時間は、入札執行当日の各入札案件の入札執行時刻 15 分前までとする。

2 入札の執行を傍聴しようとする者は、入札執行傍聴受付簿（様式第 1 号）に住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴券の交付)

第 4 条 入札を傍聴しようとする者は、傍聴券（様式第 2 号）の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第 5 条 傍聴券は、入札執行当日受付で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された入札案件に限り傍聴することができる。

(傍聴券の提示)

第 6 条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第 7 条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退室しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 8 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。
- ただし、第 10 条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき入札執行者の許可を得た者を除く。

- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - (7) 酒気を帯びていると認められる者
 - (8) 異様な服装をしている者
 - (9) 前各号に定めるもののほか、入札を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、入札執行者の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (2) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により入札執行者の許可を得たときは、この限りでない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等の通信機器の電源を切ること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、入札の秩序を乱し、又は入札の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に入札執行者の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 入札執行者は、傍聴人がこの要領に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退室させるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

入札執行傍聴受付簿

1. 入札執行日時 年 月 日 時 分
2. 工事（業務）番号
3. 工事（業務）名

受付番号	住所	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			

様式第2号（第4条関係）

No.

傍 聴 券

工事（業務）番号

工事（業務）名

年 月 日

淡路広域水道企業団

企業長